

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2023年度)

住 所 岡山市北区下石井2-10-12
 杜の街グレース オフィススクエア5F
 事業者名 両備ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松田 敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動等円滑化基準に適合しない車両	バリアフリー非対応車両を廃車、車両の更新を図る。 (基準適用除外認定車両は除く)	バリアフリー非対応車両を1両廃車し、ワンステップバスを2両を導入。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者に対する支援	・車いす利用者の乗降、及び車内での固定のために必要な操作や案内を乗務担当社員が行う。 ・車両の乗降口付近に筆談に使える用具を設置し、求めに応じて使用できるようにする。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの運行、乗務担当社員・係員によるお客様案内の充実	・車いす利用者の多い路線（高島駅～旭川荘）を対象路線とし、当該路線をノンステップバスにて運行する。 ・岡山駅、倉敷駅、西大寺などの始発バスセンターへの配車時に、乗務員の下車案内等により、乗車にお困りのお客様に対する積極的な支援を行う。 ・天満屋バスセンターにおいては、案内係員により、お困りのお客様に対する支援を行う。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
デジタル行先表示器 ノンステップバス運行情報の提供	路線バスの車両更新の際、視認性が高いホワイトLEDの行先表示器を導入する。 バスロケーションシステムによるノンステップバスの運行情報提供について周知を図る。	ホワイトLED行先表示器搭載車両を2両導入。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務担当社員の教育の実施	主に新入乗務担当社員を対象に、車いす乗降支援及び固定方法、筆談具の取扱い、高齢者擬似体験といった、高齢者・障がい者の乗降支援に関する教育を実施する。 社内に応急手当普及員を置き、乗務担当社員の教育の充実を図る。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ステッカー、チラシの活用	ヘルプマークの認識を促すステッカーを車内に掲出し、お客様への周知を図る。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
	計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数	その他の車両数					
				計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの			計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの			
前年度車両数	124	87	28	58	1	1	0	37	35	0	0	2	0	0
年度内に供用を開始した車両数	6	2	0	2	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	6	2	1	1	0	0	0	4	3	0	0	1	0	0
年度末車両数	124	87	27	59	1	1	0	37	36	0	0	1	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。